

トータルエネルギーシステム契約  
(選択約款)

令和元年10月1日実施

久留米ガス株式会社

# 目 次

	頁
1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の精算額	4
10. 名義の変更	6
11. 契約の変更又は解消	6
12. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過精算額又は 契約最大需要期使用量超過精算額の精算の取扱い	6
13. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	7
14. 本支管工事費の精算	7
15. 緊急調整時の措置	7
16. その他	8
付 則	
1. 実施の期日	9
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置	9
別 表	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法	10
2. 料金表1（トータルエネルギーシステム契約第1種）	11
3. 料金表2（トータルエネルギーシステム契約第2種）	11

## 1. 目的

この選択約款は、比較的中小規模の需要を中心に発電システム及びトータルエネルギーシステムの使用を通じて、お客さまの負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

当社はこの選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「発電システム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等により電力を発生させるシステムをいいます。
- (2) 「トータルエネルギーシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電併給システムをいいます。
- (3) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、12月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (8) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未

満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (12) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 発電システム又はトータルエネルギーシステムを設置していること。
- (2) 設置する発電システム又はトータルエネルギーシステムの使用予定に基づいて契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の1,200倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が80パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、トータルエネルギーシステム契約第1種又はトータルエネルギーシステム契約第2種のいずれかを所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を掲示するものとし、当社はその使用計画に基づきお客さまの過去の実績、同一需要の負荷実態等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約年間引取量
- ④ 契約月平均使用量
- ⑤ 契約月別使用量
- ⑥ 契約最大需要期使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について何ら意思表示のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

#### 6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金

算定期間の使用量を算定いたします。

- (2) 最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、トータルエネルギーシステム契約第1種には別表の料金表1を、トータルエネルギーシステム契約第2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

66,350円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1（4）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9423 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0634$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量超過精算額及び契約最大需要期使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)及び(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

### (1) 最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の1,200倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{契約使用可能量の1,200倍に相当する年間使用量} \\ - \\ \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単  
位料金を乗じたものの合計額を  
契約年間使用量で除し、小数点  
第3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array}$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

#### (2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月当たり平均実績使用量/最大需要期の1か月当たり平均実績使用量)×100をいいます。〕が80パーセント（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{負荷率80パーセントに相当する年間使用量} \\ - \\ \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単  
位料金を乗じたものの合計額を  
契約年間使用量で除し、小数  
第3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array}$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

(備考)

負荷率80パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.8を乗じ、その量を12倍した量といたします。

#### (3) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \begin{array}{c} \text{契約年間引取量} \\ - \\ \text{実績年間使用量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単  
位料金を乗じたものの合計額を  
契約年間使用量で除し、小数  
第3位を四捨五入した額} \end{array}$$

#### (4) 契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間当たりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約最大使用量超過精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{最大の} \\ \text{1時間当たり} \\ \text{の使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金相当} \\ \text{単価} \times 1.1 \end{array} \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

#### (5) 契約最大需要期使用量超過精算額

お客さまの最大需要期の実績使用量が契約最大需要期使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約最大需要期使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約最大需要期使用量超過精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{最大需要} \\ \text{期の実績} \\ \text{使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{需要期使用} \\ \text{量} \times 1.05 \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{契約種別の最大} \\ \text{需要期基本料金} \\ \text{相当単価} \times 1.1 \end{array} \times 12$$

### 10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

#### 11. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

#### 12. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約最大需要期使用量超過精算額の取扱い

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月又は解消月以前に契



約最大使用量超過精算額又は契約最大需要期使用量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各精算額を算定しなおして精算いたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、11(1)の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過精算額又は契約最大需要期使用量超過精算額の精算は行いません。

### 1.3. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解消} \\ \text{精算額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約種別} \\ \text{の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array}$$

(2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量又は契約最大需要期使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解消} \\ \text{精算額} \end{array} = \left( \begin{array}{l} \text{前契約の} \\ \text{1か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{新契約の} \\ \text{1か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array}$$

### 1.4. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

### 1.5. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の精算額、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\begin{array}{l} \text{定額} \\ \text{基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額} \\ \text{基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2)

$$\begin{array}{l} \text{流量} \\ \text{基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量} \\ \text{基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約} \\ \text{最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(3)

$$\begin{array}{l} \text{最大需要期} \\ \text{基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最大需要} \\ \text{期基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{需要期} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

## 16. その他

この選択約款に定めのない事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この選択約款は令和元年10月1日から実施いたします。

### 2. 消費税率に関する経過措置

令和元年10月1日以後に適用する消費税率等に関する経過措置として、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本小売約款の変更前の小売約款に基づき料金を算定するものといたします。

## 別 表

### 1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額から1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金及び最大需要期基本料金の合計といたします。
  - ① 流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
  - ② 最大需要期基本料金は、最大需要期基本料金単価に契約最大需要期使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金、又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調

整単位料金を適用する。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

## 2. 料金表1 (トータルエネルギーシステム契約第1種) (消費税等相当額を含みます)

### (1) 基本料金

#### ① 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	110,000.00円
------------------	-------------

#### ② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	859.99円
------------	---------

#### ③ 最大需要期基本料金単価

1立方メートルにつき	1.12円
------------	-------

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	71.07円
------------	--------

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 3. 料金表2 (トータルエネルギーシステム契約第2種) (消費税等相当額を含みます)

### (1) 基本料金

#### ① 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	33,000.00円
------------------	------------

#### ② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	859.99円
------------	---------

#### ③ 最大需要期基本料金単価

1立方メートルにつき	1.12円
------------	-------

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	76.64円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。